

Q1. 入札結果に【無効】と【失格】がありますが、違いを教えてください。

A. 【無効】と【失格】では、該当する理由（要件）が異なります。以下にそれぞれの要件と事例をまとめましたのでご確認ください。

● 入札結果において【無効】と取り扱う要件

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (4) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、会社名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、又は2通以上の入札書を提出した者の入札
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

よくある事例

1. 【役務】の入札案件に、入札参加資格を【測量コンサル】で登録されている業者が入札書を提出。入札参加の資格がないため【無効】となった。
2. 入札書に会社名や案件名、押印がなかったため【無効】となった。

● 入札結果において【失格】と取り扱う要件

- (1) 予定価格を公表した場合において、予定価格を超えた価格の入札者は、失格とする。
- (2) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札者は、失格とする。
- (3) 再度入札を行う場合において、直前の入札における最低入札価格以上の価格の入札者は、失格とする。

よくある事例

1. 最低制限価格が3,000,000円（税抜）の入札案件に、入札金額2,000,000円（税抜）の入札書を提出。最低制限価格未満のため【失格】となった。

Q2 建設工事の入札で内訳書の提出がありますが、様式の指定はありますか？

A. 入札公告に【関係書類】として工事費内訳書の様式を添付していますが、特に決まった様式はありません。入札公告に記載されている、【※工事費内訳書提出時の留意点】をよくご確認のうえ、提出してください。

Q3 紙入札で提出する書類（入札書や制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）など）に記載する日付はどう記入すればよいですか？

A. 入札書の受付期間内の日付を記載してください。

例：入札書の受付期間が令和8年2月21日～25日の場合 21日～25日のいずれかの日付で記入をお願いします。

Q4 職員（A）を現在公告されている建築工事の入札案件の配置予定技術者として配置を検討しています。入札時は他の現場に配属しておりますが、参加する入札案件の着手時点では、終了しており配置可能となるため、職員（A）を配置予定技術者として申請してよろしいでしょうか。

A. 案件開始までに配置できれば問題ありません。

Q5 配置予定技術者は複数名申請してもよろしいでしょうか。

A. 配置予定技術者を参加申請時に1人に確定できない場合、複数名を配置予定技術者として申請しても問題ございません。ただし、決定後の配置技術者は、原則として工事完了まで変更できないので、ご注意ください。

Q6 制限付一般競争入札（事後審査型）の入札案件で入札参加要件を満たしているが、入札に参加しないため入札辞退届を提出すべきですか。

A. 指名競争入札ではございませんので、提出は不要です。